

消防学校の施設、人員及び運営の基準 及び消防学校の教育訓練の 基準の一部改正等

消防・救急課

1 改正の趣旨

全国の消防本部においては、平成19年度前後から消防職員の大量退職期を迎え、これに伴う新規採用者の大幅な増加により、組織の新陳代謝（世代交代）が進むとともに、専門的知識や経験を積んだベテラン層の消防職員の減少と、経験の浅い若年層の消防職員の増加により、災害対応力の低下が懸念されています。

また、災害の態様が複雑多様化していることに加えて大規模化の様相を強めており、大規模な自然災害等の発生に伴う緊急消防援助隊派遣時の活動も含め、より高度な活動が求められています。さらに、高齢者施設や有床診療所での火災など、これまでに経験のない態様の火災の発生を受けた消防法令等の改正に伴い、予防業務の高度化・専門化も進んでいます。一方で消防学校における教育訓練は消防職員及び消防団員を主な対象としていますが、その教育訓練内容を定めた「消防学校の教育訓練の基準」（平成15年消防庁告示第3号）は、平成15年度に全部改正が行われて以降、消防団員の教育訓練については平成25年度に改正していますが、消防職員の教育訓練に関しては見直しがないうまま10年余が経過し、昨今の消防を取り巻く状況の変化等を考慮した検討が必要な時期となっております。こうした背景のもと、消防職員が適切に職務を遂行していくためには知識・技術の更なる向上が求められていることから、消防学校における教育訓練の充実を図ることを目的に今般、「消防学校の施設、人員及び運営の基準」（昭和46年消防庁告示第1号）及び「消防学校の教育訓練の基準」の一部を改正しました（平成27年3月31日消防庁告示第7号及び第8号）。併せて消防学校の教育訓練の基準の教育指標を一部改正したほか、より高度な教育訓練を実施するための人材活用スキームについて新たに運用することとし、それぞれ通知を発出しました。

2 告示の改正概要について

改正の概要については、以下のとおりです。

1 《消防学校の施設、人員及び運営の基準の主な改正概要》

(1) 校舎等 [第3条関係]

経験の浅い若年層の職員の増加や、災害の態様が複雑多様化していることなどを踏まえ、実際の災害を想定した実践的な訓練を行うことの出来る訓練施設（模擬消火訓練装置、実火災体験型訓練施設、震災訓練施設等）を標準的に備えるべき施設として基準に加えるとともに、実践的訓練施設を複数の消防学校が共同して整備し、使用し、又は維持管理することも差し支えないこととしました。

(2) 消防学校の教員数 [第7条関係]

各消防学校の教育訓練の開講状況によっては年間の在籍学生数に大きな変動があり、従前の年間平均在籍学生数に基づく算定方式では、学生数が最も多くなる時期（以下「最繁忙時の学生数」という。）における学生の安全管理等を行うに十分な人員を確保できない可能性がありました。そのため、各消防学校の最繁忙時の学生数に、学生数一人当たりに必要な標準的な職員数を乗じた数に、消防学校の規模による補正係数（※）で補正した数を基準とする算定方式に改めました。具体的な算定方式は以下のとおりです。

$$\text{各消防学校において必要な教員数} = [0.09] \times \left[\frac{\text{当該消防学校の最繁忙時の学生数}}{\text{標準的な消防学校における最繁忙時の学生一人当たりに必要な職員数}} \right] \times [\text{補正係数} \ast]$$

(※) 別表第三

最繁忙時の学生数	補正係数
七十人未満	一.二
七十人以上百人未満	一.六七から最繁忙時の学生数に〇.〇〇六七を乗じて得た数を減じた数
百人以上百四十人未満	一
百四十人以上百九十人未満	一.五六から最繁忙時の学生数に〇.〇〇四を乗じて得た数を減じた数
百九十人以上	〇.八

備考 補正係数に小数点以下第二位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(3) 施行日等

平成27年4月1日から施行

2 《消防学校の教育訓練の基準の主な改正概要》

(1) 初任教育 [第4条第2項関係]

単位時間数の合計は従前どおりとし、消防を巡る課題と必要性を踏まえ、実科訓練の時間数の増加や教科目の統廃合等による適正な教科目設定及び時間

配分となるよう別表第1を改正しました。

(2) 専科教育 [第5条第3項関係]

単位時間数の合計は従前どおりとし、消防を巡る課題と必要性を踏まえ、適正な教科目設定及び時間配分となるよう別表第2を改正しました。

(3) 幹部教育 [第6条第4項関係]

単位時間数の合計は従前どおりとし、消防を巡る課題と必要性を踏まえ、適正な教科目設定及び時間配分となるよう別表第3を改正しました。

(4) 施行日等

平成27年4月1日から施行

ただし、上記施行日から起算して1年を超えない期間内において実施する初任教育、専科教育及び幹部教育については、改正後の別表第1から別表第3までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができますものとしています。

3 消防学校の教育訓練の基準の一部改正に伴う教育指標の一部改正について (通知)

消防学校の教育訓練の基準の一部が改正されたことに伴い、各教科目の具体的な内容を示している教育指標を一部改正しました。主な改正概要については以下のとおりです。

(1) 初任教育 [別表第1関係]

大規模災害時における消防機関の対応に関する教育内容の拡充を図るため、基礎教育及び実務教育中における主眼とすべき教育内容に緊急消防援助隊に関する内容を追加しました。

(2) 専科教育 [別表第2関係]

消防法令違反が多い現状等を踏まえ、予防査察料における違反処理に関する教育の充実を図りました。また、救助科について、実際の活動に即した内容の充実を図るため、緊急消防援助隊における他機関との連携活動要領や検索救助活動の統一活動標示(マーキング)方式を追加しました。

(3) 幹部教育 [別表第3関係]

各消防本部の負担等を考慮し、合計時間数は現行のままとした上で、現場指揮要領(緊急消防援助隊での活動も含む。)や災害現場における安全管理、ハラスメント防止等の内容を拡充しました。

4 より高度な教育訓練を実施するための人材活用スキームについて (通知)

(1) 運用の目的

消防学校における教育訓練の充実強化に当たって

は、教員となる人材の量的・質的確保が重要であり、前述の教員数の算定方式の改正により、量的確保を行いました。さらに、質的確保として、資質を備えた消防職員の活用及び高度の専門的知見のある有識者等の活用の2種類の人材活用方を今回、新たに運用することとしました。

(2) 消防大学の教育訓練を修了した人材を活用するスキーム

消防大学が行う教育訓練の卒業・修了生名簿(以下「修了者リスト」という。)を消防大学が定期的に各消防学校へ提供し、各消防学校において修了者リストを一括管理し、消防学校及び都道府県内の消防本部が行う教育訓練における教員、講師等の選定に活用できるようにしました。なお、各消防学校においては、修了者リストに登録された職員の異動状況等をおおむね3年間把握することで、関係者が有効に活用できるよう心掛けることとしています。

(3) 消防大学の「客員教授」制度を活用するスキーム

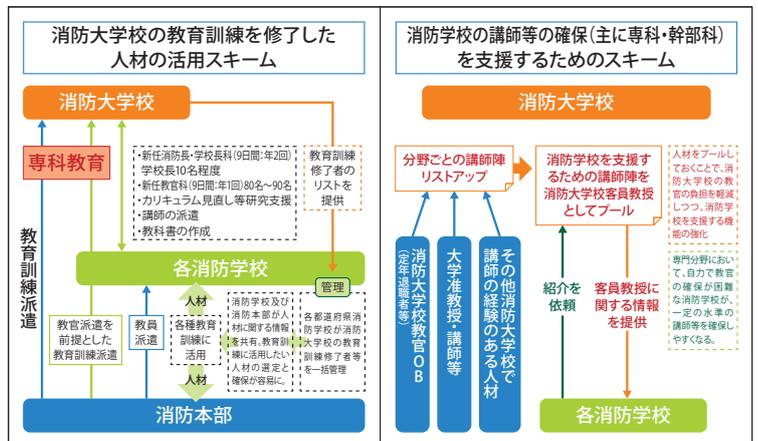
消防大学では、学生の教育に当たる者のうち、消防に関し特に優れた知識及び経験を有し、同校における教育上又は学術上の貢献が顕著であり、かつ一定の条件を満たす者に対し「客員教授」の称号を授与しています。この仕組みを充実強化させ、各分野について必要な知見を有する消防大学客員教授リストを各消防学校に提供し、各消防学校で行う教育訓練において、専門分野に一定水準の知識・技術が担保された講師等を確保し、教育訓練の質の更なる向上に資することとしました。

(4) スキームの運用開始時期

平成27年4月1日からそれぞれ運用を開始しました。

(5) その他

それぞれのスキームのイメージを以下に示します。



問い合わせ先

消防庁 消防・救急課 大河内、日影
TEL: 03-5253-7522